

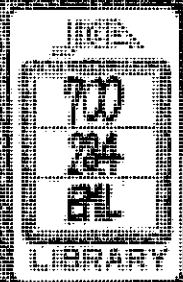
移住融資制度見直し調査団報告書

〔国際協力事業団海外協力課海外協力課長室編〕

(総合報告書)

平成29年9月

国際協力事業団



移住融資制度見直し調査団報告書

〔ブラジル・ポリヴィア・パラグアイ・メキシコ編〕

(総合報告書)

JICA LIBRARY



1089058(0)

22122

平成2年9月

国際協力事業団

国際協力事業団

22122

ま え が き

移住融資事業は、移住者の営農等の経営基盤の安定を助長するために設けられた出資金事業であり、昭和30年度発足以来、現地金融制度が不備な南米各国において、移住者及び関連団体の経済的安定とこれに伴う周辺地域の発展に多大な寄与をしてきております。

しかしながら近年、

- (1) 円高と現地通貨の下落傾向の中で、移住者の為替差損負担が増加しており、このことが移住者の返済能力の低下や経営の圧迫をもたらしてきていること。
- (2) 移住者の活動分野が年々多様化している中で、貸付対象分野が農牧・小工業等に限定されているため、移住者の要望に対応することが困難な例が増えつつあること。
- (3) 貸付限度額や期間についても実態に合わなくなってきていること。

等の問題が生じており、事業実施体制の効率化とともに適切な対応を求められております。

このような状況下、平成2年度において、有識者による現状調査と検討を実施し、現行の移住融資制度の見直しを中心とする今後の移住者援護のあり方や技術協力に関する提言を求め、具体的な対策を樹立することとしました。

本報告書は、平成2年4月8日から27日までの20日間、ブラジル、ボリヴィア、パラグアイ、メキシコ4カ国を対象とした調査団（団長：古橋源六郎石油公団副総裁）の提言を取りまとめたものであります。この提言が、今後の、移住事業実施上大いに活用されることを切望するとともに、多大なご協力をいただいた関係各位に深甚なる感謝の意を表するものであります。

平成2年9月27日

移住事業部長 鏑 木 功

目 次

1. 調査団の目的	1
2. 調査団構成メンバー	1
3. 調査日程（別表1）	1
4. 総合所見	1
(1) 移住事業に関する提言	1
① 移住事業の段階的発展と援護のあり方について	1
② 移住融資等での援護内容について	2
③ 地域社会へ貢献するための援護について	3
④ その他の提案について	5
(2) 技術協力等経済協力事業に関する提言	5
① 青年海外協力隊事業の地方への展開	6
② 供与機材のアフターケア制度の充実	6
③ 日系移住者の活用	6
④ 第三国研修の拡充	6
⑤ 現地実施体制の整備	6
5. 国別所見	7
5-1 ブラジル	7
5-2 ボリヴィア	10
5-3 パラグアイ	15
5-4 メキシコ	20
〔別表〕	
1. 移住融資制度見直し調査団日程	22
2. JICA融資制度に対する要望と対応方針	23
3. 技術協力の現況把握	24
〔資料〕	
南米移住農家聞き取り調査結果	29

1. 調査団の目的

本調査団の目的は次のとおりである。

- (1) 昭和30年に発足した移住融資制度の見直しを中心として、今後の移住者援護のあり方に関する提言を行なうための現況調査。
- (2) 併せ、技術協力に関する提言を行なうための現況調査。なお、訪問国は、ブラジル、ボリヴィア、パラグアイ、及びメキシコ。

2. 調査団構成メンバー

- 団 長：古 橋 源六郎（石油公団副総裁）
団 員：永 田 隆 治（農林漁業金融公庫企業流通課長）
団 員：鳥 井 雅 晴（JICA 移住投融资室長）
団 員：金 丸 守 正（JICA 総務課長代理）

3. 調査日程

平成2年4月8日～4月27日
(なお、詳細は別表1のとおり)

4. 総合所見

(1) 移住事業に関する提言

① 移住事業の段階的発展と援護のあり方について

海外移住の主たる施策は、入植後30年以上が経過した今日、2世、3世の時代へと世代の交代が進むに伴い、移住者の送付と受入れのための援護から、既移住者に対する定着のための援護に移って来ている。また、近年ますます移住者送付数の減少傾向が強まる一方、2世、3世の本邦への出稼ぎ問題や日本人移住社会と周辺地域社会との融和問題等が発生しており、「移住者に対する援護はいかにあるべきか、また、援護をいつまで続けるのか」という疑問が提起されているのも事実である。

このような状況のなかで、移住者への援護政策を考えるにあたっては、移住地それぞれに入植の歴史、営農基盤の成熟度合が、また同一移住地内にあっても入植者の条件が異なること、更に移住先国で移住者に対する援護策もそれぞれ異なっているという事情を踏まえ、画一的にとらえるのではなくて、それぞれの移住地や入植者の抱えている事情に即して、個別にかつきめ細かい援護がなされるべきであると考え。このような基本的認識に立って、移住地を3つの発展段階に分け、それぞれの移住地がどの発展段階に属するかをとらえて、援護すべき内容と限界を設定することが適当と考える。

すなわち、第一段階は移住地建設期、これは入植者の第一陣が到着し開拓が始まる次期。次は、第二段階の営農基盤整備期、これは安定営農の形態を見出す時期。この時期での援護は、営農体系確立のための融資などがある。そして、第三段階の村造りと生活環境整備期、これは移住地中心地

区の整備、電化、周辺道路の整備、農協や日本人会などの自治会の強化及び移住者子弟の二男、三男の営農基盤整備などの村造りと、そして住宅建設等の生活環境の整備を行う時期。また、この時期の後半においては、現地社会への参画と融和のための施策が必要となってくる。

第一段階から第二段階までは入植者個々の生活及び営農基盤を確立することが主体であったのに対して、この段階での援護形態では、周辺住民を含めた地域社会の発展に寄与する道路建設、通信網の整備等インフラ整備が援護の中心となってくる。つまり、日本人だけがひ益する援護ではなく、移住地を包含した地域社会にひ益する援護へと移行する。この段階を終えて移住者への援護は終了することとなる。

このように、発展段階を3つに分けることにより、それぞれの移住地を何れの段階に位置付け、何が充足していないかを把握し、必要な援護のあり方と限界を考えることができよう。

なお、ここで指摘したいのは、これらの段階には明確な境界線はなく、また、次の段階への移行も複合的かつ長期的に行われることから、ある段階での援護は、前段階および前々段階での援護と同時並行で実施されることがあることを充分認識しておく必要があるということである。

② 移住融資等での援護内容について

今回、我々が視察したオキナワ地区、サンファン地区（ともにボリヴィア）とエンカルナシオン地区、イグアス地区（ともにパラグアイ）における入植地は、前述した発展段階で区分すると第二段階から第三段階へと移行する段階と解する。この段階では、村造りと生活環境整備のための援護並びに現地社会への参画と融和のための援護が必要となる。また、併せて、同地区内で、第二段階である営農基盤整備を未だ達成できていない者がいることから、彼らを第三段階へ引き上げるための支援も重要となる。

つまり、この段階では、ア．移住者子弟の二男・三男対策、イ．未だ生活基盤が不安定な一世移住者対策、ウ．農協の安定強化対策、及びエ．生活環境整備のための住宅建設対策、そして、後述するオ．地域社会との融和対策に関する支援が新たに必要となる。

また、その支援手段（ただし、地域社会との融和対策を除く）としては、現地金融機関が高金利、資金難等で移住者にとって頼りとならない状況にあることから、土地購入資金等の長期整備資金を供給できる JICA の融資が主体となろう。

JICA の移住融資制度は、受入れ国側において、何らの信用基盤を持たぬ日本人移住者が、現地金融機関に相手にされないという現象を踏まえて発足したが、現在までに移住地の発展に沿って数次の運用・制度の改定が行なわれ、今日の各国における移住者の定着・安定に多大の寄与をしたことは、衆目の一致するところである。

今後とも、JICA の移住融資については、それぞれの移住地や移住者が抱えている事情に即したきめ細かな運用が期待される場所である。

なお、各国移住者の要望・意見は、別表2のごとくであるが、JICA 移住融資制度にかかる本調査団の見解・提言は、以下のとおりである。

ア．移住者の生産基盤の安定度は、移住先国、地域、就業分野、あるいは、個人の能力によってそれぞれ異なる。したがって、国別に融資制度の運用指針を定め、実態に即した対応が行われるべきであること。

イ. いわゆる一世移住者の安定対策を最優先とし、次いで二・三男対策を重点に運用されるべきであること。また、移住地社会の安定を促進するため、貧困者、高齢者等への配慮も必要であること。

なお、貧困者を含む一世移住者の安定対策を行なう際には、融資と併せて、コチアを含め農協等が営農指導を行なうこと。

ウ. 団体融資については、農協等の過剰投資や過当競争を誘発しないように、融資前調査（基本設計、市場調査を含め）と指導を行うこと。

エ. 外国人による商業分野への大量進出が、社会摩擦を引き起こした例（パラグアイ）等を勘案し、商業融資を導入する場合は、一定の条件の下、限定的に行われるべきであること。

オ. 住宅融資は、集団移住地における移住者の定着・安定対策として導入されるべきであること。

カ. その他の事項については、JICA原案を妥当とする。

③ 地域社会へ貢献するための援護について

今回調査で、とくに印象に残ったことは、パラグアイにおける「土地なき農民」による私有地不法占拠問題であった。25万人といわれる貧困者が、一部の宗教活動家等の影響を受けて、主としてアルトパラナ県の未開発地に侵入したが、イグアス移住地の一部にも、300余家族が長期にわたって居座っている。

イグアスの邦人移住者にとっては、何とも突然の事件であったろうが、この背景には、農業以外にこれといった産業のない同国にあって、耕す土地を持たない大量の「農民」が存在する一方、全農家数の0.23%にしか過ぎない少数の大農場主（5000ヘクタール以上の土地を所有する者）が、全農業収入の63.1%を占めるといった、土地所有と富の偏在があったということを理解すべきであろう。

大豆と小麦（裏作）の機械化営農を主形態とする邦人集団移住地は、イグアスにしる、ピラボにしる、確かに営農基盤のうえで周辺農民を上回る存在である。むろん、移住者のこの状態は、永年にわたる移住者の血と汗と涙の結晶であり、日本政府の支援の結果であるが、「土地なき農民」たちにとっては、単なる羨望の土地、金持ちの所有する不公平な遊休地として映り、不法占拠に至ったのであろう。

パラグアイにおける「大農」の定義は、5,000ヘクタール以上の由である。それに対してイグアスの邦人の平均土地所有面積は、約150ヘクタールに過ぎない。故に、バ政府が進める「土地なき農民」対策が一戸当たり10ヘクタール前後であるからといって、イグアス邦人の土地が多すぎる、あるいは、裕福すぎる、ひいては、援助不要ということにはならないのである。

ただ、ここで強調したいことは、今後は、援助する側も、される側も、あらゆる意味で、移住地の周辺地域との共存共栄を配慮した対応が必要であるということである。

第三段階における援護のあり方については、この共存共栄の考えにたって、次のことを提案したい。

ア. 基本的考え方： 日本人移住者を含め非日系人が混在する周辺地域社会の発展に貢献することを基本とする。

まず、移住事業による支援については、第一義的には日本人移住者のための

ものであっても、結果的にその支援の効果が、周辺住民にも及ぶような対策のものに力点を置く必要があること。また、その一方で、移住事業だけでなく、技術協力を始め、無償資金協力及び円借款などを含めた総合的な支援を行うことによって、直接的に周辺地域の発展に貢献する対策を行うこと。

なお、総合的な支援を行う際には、移住事業が持つ特色、つまり相手国の要請を必要としないといった迅速性、独自性にとんだ利点を生かすことも考慮すること。

イ. 具体的な施策

(7) 移住事業による周辺地域に対する支援

a. 診療所による周辺住民への診療の充実を行なう。

(発展的なものとしては、日・伯友好病院がある)

b. 道路維持管理の負担

移住者団体に対し、道路保全用機材の供与を行いこれをもって移住地区外の周辺道路を含めた補修・維持管理を行う。

c. 学校、スポーツ施設の拡充

地域住民とのコミュニケーションの場としての施設及び交流融和事業の充実を行う。

d. 「公共事業基金」の創設

日本人会等が日本移住社会の安定と地域社会との融和を図る公共事業（道路維持管理、公共施設の運営など）を効果的に実施するため、およびJICAが、これらに関して行ってきた助成金による個別的な支援を終息させることを目的として、これら公共事業の運営資金源となる「基金」の創設を検討する。

(4) 移住、技術協力、無償、有償を総合的に組み合わせた支援策

a. JICA ボリヴィア畜産総合試験場、JICA パラグアイ農業総合試験場を中心とした営農技術指導の拡充

従来の移住者のための技術指導から地域住民に対する技術普及へ活動を拡充し、地域住民の研修コースを実施するとともに、日系移住者による実習指導を行う。また、併せて相互の親睦を図る。このためにスタッフ、施設等の整備が必要である。

b. 周辺道路の建設等インフラ整備

円借款または無償資金協力等によって、移住者のみならず地域住民の営農基盤を安定するための道路、通信網等の整備を行う。

c. JICA 移住事業のノウハウを生かした総合農村開発計画への参画

総合農村開発（村造り）は、道路などの基幹インフラの他に学校、診療所等公共施設の設置運営、農協の助成指導、生活営農指導、融資などを企画し実施するための総合的なノウハウが必要となるが、このようなノウハウはJICA 移住事業に蓄積されている。

現在、ボリヴィアおよびパラグアイにおいては、国内移民による農村開発（村造り）が計画されていることから、JICA 移住事業が持つノウハウを活用した技術協力をを行う。

d. 日系移住者を活用した農業普及活動の充実

種子などの試験的栽培とその普及指導を行うとともに移住先国が計画している国内移民のための入植地に、日系移住者の子弟がKey Farmerとして入植し、モデル農場として普及指導を行う。

e. 第2KR見返り資金の活用

非日系農家（特に「土地なき農民」、小規模貧困農家）を対象に、政府金融機関を通じて、第2KR見返り資金を活用した低利の営農融資制度の導入など貧困対策を含む農村開発計画を支援する。

④ その他の提案について

ア. 出稼ぎ問題を含めた移住者の実態調査

移住者子弟等の出稼ぎは増加する傾向にあるが、この出稼ぎ者の中には、日本に帰国することではなく、将来の自立に役立つ日本での研修を目的としている者もいることから、その実態を調査する必要がある。

イ. 移住関連技術協力予算の一元化と経済協力予算への組み入れ

前述した周辺社会へ貢献するための援護を計画的かつ効果的に実施するため、関連予算を移住関連技術協力予算として一元化し、技術協力事業予算の中に組み入れる検討を行うことが望まれる。

ウ. 移住事業と経済協力事業の連携を図るための組織的整備

前述した移住事業と技術協力をはじめとする経済協力事業との効果的な連携を図るために、外務省及びJICA内に、それぞれ連携を促進するための企画立案、調整等を行う担当者を配置することが望まれる。

エ. 2世、3世の地域社会との融和

基本的には、前述した地域社会への貢献を通じて、地域住民との融和が促進されることとなるが、移住者社会が2世、3世の時代となりつつある今日、最も重要なのは、移住者子弟が、幼児時代からスペイン語またはポルトガル語による教育を地域の子供たちと一緒に学び、周辺社会に溶け込む努力とそれに対する支援であると思われる。それなしには、地域住民との共存共栄は困難であり、2世、3世が移住先国の文化、社会を理解し、真の移住先国の社会人として、また、日系人社会のニューリーダーとして活躍することはできないと思われる。このためは、優秀な語学教師の確保など現地学校の運営をはじめ地域社会のリーダー育成等に対する支援の充実が望まれる。

(2) 技術協力等経済協力事業に関する提言

今次の訪問国において、無償資金協力案件2件及び終了プロジェクトを含め技術協力案件7件の現況を視察したが、実施中のプロジェクトについては、それぞれ厳しい状況のなか、専門家等の努力などにより、所期の目的の達成が図られつつある。また、終了案件においても相手国機関が、継続的にその効果を維持発展させようとする努力が見受けられることから、それらの協力は概ね成功しているものと考えられる。

なお、各プロジェクトに対する所見は別表3のごとくであるが、技術協力に関する総括的な提言は次のとおり。

① 青年海外協力隊事業の地方への展開

ボリヴィアでの協力隊は、相手国機関からも高い評価を受けているが、日本語教師、看護婦など都市型プロジェクトに偏る傾向にあることから、相手国とも協議のうえ、地方への展開を積極的に進めていくことが望まれる。

② 供与機材のアフターケア制度の充実

視察した総てのプロジェクトには、日本の高度かつ精密な機器が供与されているが、それら機材の修理並びにスペアパーツの補充を行うための制度として、アフターケアに関する仕組みを確立することが望まれる。その仕組みの一つとして、在外事務所が中心となって、定期的に、プロジェクトと連絡を取り、機材に関するフォローアップを行う制度が必要である。

③ 日系移住者の活用

ブラジル日系移住者は、ラテン・アメリカでの農業技術に関して、数多くの経験と実績を有していることから、それらのノウハウを日系移住地区だけでなく、ラテン・アメリカ全域に活用することが望まれる。その際には、移住者個人の活用とともに農協等の組織的ノウハウも活用することが重要である。

④ 第三国研修の拡充

第三国研修は、我が国の技術協力の効果を持続かつ発展させる意味でその効果は高い。また、それらの実施は、基本的には相手国のイニシアチブによって行われるため、相手国の自立意識の向上にも寄与することからその拡充が望まれる。なお、実施にあたっては、必要に応じ日系移住者の活用を図ることも重要である。

⑤ 現地実施体制の整備

JICA メキシコ事務所は、技術協力窓口機関の強化を図るため、相手国窓口と一元的かつ定期的に協議を行う制度を新たに設けたこと、また、大使館とも定例の打ち合わせを行う制度を設けていることは、相手国のリアルニーズの把握並びに在外事務所主導型の援助を行ううえで最も重要なことである。この制度を継続し、かつ発展させることが望まれる。

5. 国別所見

5-1. ブラジル (サン・パウロ、リオ・デ・ジャネイロ)

1. ブラジルの経済と金融事情

(1) コロール新政権の経済政策

コロール新政府は、3月16日、経済政策として緊急措置を発表、前サルネイ政権末期の混乱した国内経済の調整にのりだした。

新経済政策は、月間80%に及ぶ悪性インフレの抑制を緊急の目標とするもので最初のショック療法として国内の流通通貨量の極度の引締めを行い、次に、物価及び給料の事前調整によるインフレ率の先決めを行って物価の上昇を抑えながら、インフレの構造的要因となっている国家財政赤字の解消を図ることを目指している。また対外収支の面では、為替レートを自由化し、輸入制限を全廃して輸出入の全面的自由化を行うことを目標としている。

<新経済の内容>

① 通貨統制

ア. 通貨呼称の変更：クルザード・ノーボをクルゼイロに変更する。

イ. 預金及び投資資金の一部封鎖：当座預金及び定期預金は、5万クルザード・ノーボ、またオーバーナイト（超短期投資）や短期ファンドの場合は、20%もしくは、25千クルザード・ノーボのいずれか大きい方を残高として残し、あとの分は中央銀行に強制預託される。（流通通貨量の制限）

② 物価統制

ア. 物価：3月12日現在の価格で凍結する。5月に入ると政府が設定するインフレ率によって価格の調整を行う。

イ. 給与：物価調整率をやや上廻る率で調整する。

③ 財政収支対策

ア. 工業製品税の増税

イ. 所得税の改訂

ウ. 公共料金の改訂

エ. 不用政府財産の売却

オ. 輸出入優遇税制の廃止

カ. 国営企業の閉鎖

④ 対外貿易政策

ア. 為替レートの自由化

イ. 輸出入の全面自由化

(2) コロール政策が及ぼす影響

新経済政策のうち、国内流通資金の大部分を吸収するといった方法は、ハイパーインフレ対策としてはもっとも効果的な方法であると一般世論は期待しているが、突如として運転資金を失った経済界

の混乱は大きく、当然の現象として即時の支払い、特に従業員給料の支払い及び原材料の支払が困難となっており、場合によっては、極度のリセッションになりかねないとの予想もある。

農業移住者にとっても、現在大豆等の播種時期であることから、その資金調達が制限されることとなるこの政策の影響は非常に大きいといえる。

(3) ブラジル農業の近況と日系農家

① 1989年穀物生産量7,100万トン(史上最高)に達したが、農家収支はインフレによる生産コスト高で過去13カ年間で最悪となっている。

② 農村人口は全人口の26%、大農場主、自営農、歩合作、農業労働者の4クラスに分類でき、日系農家の大半は自営農である。

日系農家の平均規模は20~30ヘクタール、雇用労働者数は10~20名。(1万ヘクタール、雇用労働者1,000人の日系農家もあり。)

③ 日系農家の全体農村人口に占める割合は、0.6%で、生産量の10~12%。なお、日系総数に占める日系農家の割合は20%、22万人である。

(4) 金融事情

移住者が利用している制度金融には次のものがある。

① 州立銀行 金利(年) 7~12% + BTNF

② 市中銀行 金利(年) 7~12% + BTNF

③ 南米銀行 金利(年) 7% + BTNF

* 1990年3月現在、BTNF(価値修正率)は 41.3749%。

2. 日系農業移住者への支援機関

(1) 南米銀行

ブラジルの移住者に対する融資は、JICAが直接融資を行うことが認められていないことから、南米銀行を通じて行っている。

① 1980年以降、JICAとの委託契約に基づき、邦人移住者のための融資を実施している。貸付け条件は、ブラジル政府との約束に基づき、ブラジルの制度金融と同一の条件で実施している。

② 1985年以降は、JICAからの新規貸付は停止している。

③ 1988年度末貸付実績は、総額12,230千ドル、貸付残高9,797ドルとなっている。

④ 融資対象は土地取得、営農資金(但し、ほとんどが機材購入)である。

(2) ブラジル農業拓殖協同組合中央会(農拓協)

ブラジルに雇用農として移住した者(南米銀行融資の対象となりにくい者)が独立して自営農となるために必要とする土地及び大型農機具を取得できるようJICAが農拓協を通じ助成を行っている。

① JICAの助成金を基に、農拓協は、自営農希望者が希望する土地又は、大型農機具を購入し、それを5年間有償で貸し与える。

② 自営農希望者は、その貸し与えられた土地または農機具を利用して営農し、その収益により一定期間後にその土地または機具を買い上げる。

③ 自営農希望者はその間、必要に応じ農拓協傘下单組に所属する営農普及員から営農指導を受けることができる。

3. 移住事業に関する提言

(1) 移住者支援内容の転換（定着型→人材育成へ）

移住者が定着するための支援から、日系社会及びブラジル社会への貢献を目的として、2世、3世の人材育成のための支援に主力を移していくことが必要である。（子弟者本邦研修、日本語教育）

(2) 独立援護策（独立自営のための支援）

南米銀行を通じた融資から、ブラジル農業拓殖協同組合中央会（農拓協）を通じた助成制度への転換を図ることが望まれる。南銀の場合は為替差損の問題と移住者に対する営農指導ができないといった問題がある。今後は傘下単組営農普及員を活用できる農拓協を通じた援護策に移行する必要がある。

(3) 日系農家及び日系農協のブラジル農業への貢献

ブラジルの場合、コチア等日系農協組織が確立されており、日系農家への営農指導が充実しているといえる。また、このコチア等の実績と経験がセラード開発を始めとする北伯やブラジル全土の農業開発に大きな貢献を果たしている。今後は日系農協及び日系農家の2世達が、ブラジル社会の発展に寄与するため北伯の営農指導を始め、南米全土において指導的な役割を果たすことが期待される。

(4) JICA 融資制度に対する要望

別表2のとおり。

4. 技術協力事業に関する提言

技術協力については、個別専門家派遣及び第三国研修で協力中のサン・パウロ工業技術研究所（IPT）とプロジェクト方式・技術協力を終了したオズワルド・クルス財団を訪問した。

各プロジェクトに対する所見は別表3のとおりであるが、技術協力における本調査団の見解と提言は以下のとおり。

(1) 中期的援助計画の策定

ブラジルは年次協議等を通じて、日本に援助を期待する環境、農業、工業及び保健の4分野における援助内容を共同調査することを要望しているが、これは我が国にとっても相手国のリアルニーズを踏まえた援助を計画的に実施するうえで効果的と考える。

また、現在、JICAにおいてブラジル国別援助研究会が設けられ、対ブラジルの中期的援助のあり方が議論されることとなっているが、この結果を基に、ブラジル関係機関と共同で日・伯中期的援助計画を策定していくことも重要である。

(2) 技術協力への日系人の参加

ブラジル日系人及びコチア等ブラジル日系団体は、長い移住の歴史、開発の経験を通じ、ブラジル他南米全土に適應できる農業・畜産・養鶏技術等を有しており、開発の遅れている北伯、ポリヴィア、パラグァイなど南米諸国の広範囲にわたり技術指導を行っている。日系人・日系団体を活用した技術移転の利点としては、このような技術の適應性の他、言葉、気候等自然条件、文化、社会への適應性にとんでいる点が挙げられる。JICAとしてもこれら日系人・日系団体を活用した専門家派遣、第三国研修を始めとした技術協力を積極的に進めることが重要である。

5-2. ボリヴィア

1. 邦人移住者の概況

ボリヴィアへの日本人移住は正式な外交関係樹立に先立つ明治41年（1908年）頃から、明治33年ペルーに移住した一部の者がアンデスを越え、ソラタ地区へ再移住したことに始まる。その後もペルー移住者の一部は先輩の辿った道を通してボリヴィアへ入国しており、道路入夫をしたり、ゴム園の景気を求めて移動し、戦前の一時期リベラルタに多くの日本人が住みついていた。

ボリヴィア日本人移住発祥の地ともいわれるリベラルタからトリニダ、サンタ・クルスへと転住する者が増え後続移住者がなかったこともあって寂れたが、戦後、ラ・パス、サンタ・クルス在住者が中心となって日本移民の誘致運動が展開され、オキナワ及びサンファン計画移住を実現したことは特筆に値する。

昭和29年開始された沖縄移住、昭和30年の西川移住及び昭和32年6月、日ボ移住協定に基づくサンファン移住は、開始後毎年4～500人、多い年には1,100人（昭和36年）を越す流れとなって自営開拓者が入植している。

第2次大戦後創設の日本人移住地（サンファン及びオキナワ）は34年を経た今日、農業基盤も整備されつつあり、移住地外に居住している邦人、日系人も商工業に従事し、自己の幸福追求とともに国づくりに励んでいる。

2. 移住者の経済活動と金融事情

(1) 経済活動（営農）

サンファン、オキナワ両移住地共に入植以来34～35年経過し、営農形態の方向性が見い出されつつある。しかし、当該国ボリヴィアの農業政策の貧困、社会基盤の未整備、農業技術の後進性、更に極めて大きな影響を受ける自然条件の不安定さと相まって、移住地の営農はいまだ経営の安定化、規模の拡大の域には達していない。

永年の無肥料栽培、大型機械化栽培、連作等により、例えば地表下15～30cmに硬盤が形成されるとか、一部地域に見られる塩分の表土噴出等による作物の成育障害や、病害虫の発生の増加等が見られ、生産コストの上昇に比して、収量は減少傾向にある。

一方牧畜では専業規模までの拡大が出来ておらず、牧野の更新や管理技術が不十分であり、牧野の生産性は低い。また飼養管理技術、知識不足等により牛の肥育率が悪く損耗率も高い。従って今後とも生産性向上の為の指導強化が必要である。

永年作物については、サンファン移住地の柑橘類（500ヘクタールの栽培）がこれまでの農家経済に役立ってきたが、次の永年作物としてマカダミアナッツ、マンゴー、柿等を導入試験していく必要がある。

<サンファン移住地>

導入作物は雑作（陸稲、大豆）畜産（主として養鶏、一部牧畜）永年作物（果樹、主にポンカン）であり、養鶏と雑作を組み合わせた経営が代表的営農形態である。

<オキナワ移住地>

第1、3移住地は土地条件からして雑作（大豆、トウモロコシ、小麦、ソルゴ）が主体で、牧畜、

養鶏、養豚の順である。第2移住地は畜産（肉牛、乳牛、養豚）を主体に雑作を取り入れた営農形態である。

1987/88年度におけるオキナワ、サンファン両移住地の農家経済調査の結果は、次表の通りである。

① 営農の形態

（オキナワ移住地89戸の集計）

雑作専業	30戸	(33%)
雑作と牛	41 "	(46 ")
牛専業	11 "	(12 ")
兼業(商店 etc)	7 "	(9 ")

（サンファン移住地 160戸の集計）

雑作専業	14戸	(9%)
雑作と養鶏	34 "	(21 ")
雑作と果樹	8 "	(5 ")
雑作と家畜(鶏以外)	10 "	(6 ")
養鶏専業	14 "	(9 ")
養鶏と果樹又は牛	15 "	(9 ")
養鶏、雑作、果樹	51 "	(32 ")
兼業(商店)	14 "	(9 ")

② 農家経済(1987/88農年度農家一戸当り平均)

	(オキナワ移住地)	(サンファン移住地)
農業粗収入BS/年間	81,000 (33,700 US \$)	142,000 (59,000 US \$)
農業経営費	55,000 (23,000 ")	116,000 (48,000 ")
収 益	26,000 (10,700 ")	26,000 (10,700 ")
生 計 費	15,000 (6,200 ")	17,000 (7,000 ")
残	11,000 (4,500 ")	9,000 (4,000 ")

(注) 農業以外の現金収入(送金、借入金)は含まれていない。

(2) 金 融 事 情

移住者が利用している制度金融には次のものがある。

- ① BID-213(世銀融資) 金利(年)14%
- ② 市中銀行 " (年)20~23%
- ③ JICA融資 " (年)5%

3. 日本農業移住者への支援機関

(1) コロニア・オキナワ農牧総合協同組合(CAICO)

1971年設立のオキナワ移住地組合147名を擁する協同組合。

(2) オキナワ日ボ協会

1979年設立され会員190人を擁し、総予算はJICA助成金を含め18万ドル。主な活動は

① 日・ボ両国人の親睦と融和を図り、② 子弟の教育の向上（学校運営）③ 医療保険（診療所の運営）、道路維持管理他がある。

(3) コロニア・サンファン農牧総合協同組合（DAISY）

1971年設立のサンファン移住地組合員140名を擁する協同組合。

(4) サンファン日ボ協会

1977年設立され、会員134人を擁する。主な活動はオキナワ日ボ協会と同様。

(5) ボリヴィア畜産総合試験場（JICA）

1970年、ヌエバ・エスペランサ畜産試験場として発足し、1985年にサンファン畜産総合試験場を集約して、ボリヴィア畜産総合試験場と改称。業務は、オキナワとサンファン移住地地域における営農の安定と発展のために、主として畜産雑作に関する試験業務と普及業務及び農業統計資料の収集分析を行っている。

4. JICA 移住融資制度の改訂等

(1) ボリヴィア農業と日系農家

日系農家はサンタ・クルス州において、現在平均300ヘクタール規模の農業から中規模農業（500ヘクタール）に拡大し、雑作と牧畜の複合経営による安定した農業を営むことを目標としている。

しかし、ボリヴィアの制度金融（米州銀行、世銀を通じたツーステップローン）及び市中銀行による融資では14%～23%の高利となることから、営農資金の調達に苦慮しているのが現状である。

(2) JICA 融資制度に対する要望と対応方針

別表2のとおり。

(3) その他要望と対応方針

① 道路事情の改善（アスファルト舗装）

ア. サンファン～第1、第2、第3オキナワ～コトカまでの200kmのアスファルト舗装

イ. モンテローロ～オキナワ～トロコまでの70kmのアスファルト舗装

ウ. サンファン域内の60kmのアスファルト舗装

以上の区間をアスファルト舗装するための経済協力（円借款）を要望。

② 宿泊所の改築

サンタ・クルスにある子弟用の宿泊施設が老朽化したことによる改築経費の借入れを要望。

JICAからの借入希望額は100,000ドル

→（対応方針案）

現行制度上は困難。但し、本報告書、総合所見③－イ－（ア）－d参照。

③ サンファン移住地での高校課程の設立（サンファン日ボ会長の個人的要望）

子弟の多くはサンタ・クルスの高校に通っていることから親の目がとどかないのが現状。サンファン移住地に高校課程を設けることを要望。

→（対応方針案）

サンファンにおいては、現在、日系人と非日系人を分離して教育しているが、総合所見④－エにおいて述べた如く融和と共存共栄に逆行するものと憂慮される。まず、子弟教育のあり方についての見直しが行われなければならない。

④ 診療所の現地法人化

診療所はその患者の約75%がポリヴィア人であることから、周辺住民との融和に大きく貢献しているのが現状。診療所での診療行為は移住協定により、特例として認められているが、このようにポリヴィア人の患者の数が伸びていることもあり、正式に現地医療機関としての法人化を要望。

→ (対応方針案)

移住協定の枠のなかで実施することの具体的問題点について、充分なる説明がなされなかったこともあり、現地法人化については、その具体案を待って検討していくことが必要である。

⑤ 老人対策

土地を所有しているが収入のない老人に対する救済措置として、誰かがその土地を借りて収穫し、その収益の一定額を老人に支払う制度を設けるに必要な資金の融資を要望。

→ (対応方針案)

老人等の所有資産の有効利用については、本調査団から公益団体による「信託」制度を助言した。尚、土地等を利用する側に対する運転資金融資は現行制度によって対応可能。

5. 移住事業に関する提言

入植以来35年を経過し、営農形態の方向性は見え出しつつあるも、ポリヴィア国の農業政策の不備、金融制度の不整備、さらに自然条件の不安定もあって未だ経営の安定化の域には達していないと思われる。また、移住地の安定化を実現するには、地域社会への融和を抜きに考えられない時代に入ってきていることから、今後の移住事業は次の観点で検討を進めることが肝要である。

(1) 移住地安定のための支援

① 融資制度の充実

不安定農家への融資については、金利の引下げ等の検討を要すると思われるが、融資とともに農協等による営農指導が不可欠である。

② 農協融資の審査体制の強化

農協への設備関係への融資については、JICAが融資前調査（基本設計、市場調査を含め）を行い、場合によっては運営についての諸条件を付けるなどの審査体制の充実を図ることが必要である。

③ 日系農協間の連携

ア. 同一国内での連携（学生寮、子弟教育等）

イ. 南米地域内での連携

サンフェン地区における養鶏の発展は、ブラジルで定着した技術をブラジル日系専門家が持ち込み、普及されたのが大きな要因となっている。このように開発された技術を日系農協間において連携させることが必要である。

④ 日本人会事業基金の創設

日本人会等の公益事業運営団体が、非日系人地域を含めた道路維持管理を通じ、地域社会との融和、交流事業を行うための運営資金源となる基金の創設を検討することが必要である。（各日本人会の財政基盤は未だ不安定であり、地域社会への貢献に資する公共事業の負担を行うには厳しい状況にある。現在は必要に応じて、JICAが助成を行っているが、この助成を永久に行うことは困難で

あるところ、これに替わる措置として、日本人会がこれら事業を継続して行っていくための「基金」を創設し、それを資金源として自立運営を行わせることが望まれる。）

(2) 現地社会への参画と融和のための支援

邦人移住地と周辺住民との間に経済的・文化的摩擦が表面化しており、両者の融和を図る必要がある。このためには移住事業と技術協力事業を連携させることによって融和のための環境造りを行う必要がある。

具体的には、

ア. ボリヴィア畜産総合試験場による周辺地域農民への営農指導の実施

- ・研修コースの設定
- ・日系移住者を講師とした実習・訓練
- ・ブラジルのコチア等で実証された適正技術の普及

イ. ボリヴィアが振興する農村開発事業に日本移住地及び JICA 移住事業ノウハウを組み入れた技術援助

(ア) 農業開発への技術協力は単なる農業技術の移転だけでなく、村おこしに必要な学校、公民館、役場といったハード的なものの他、保健衛生、生活改善普及、農協育成等のソフト的なものを含めた総合的なアプローチが必要となるが、これらを効果的に実施する方途として、今までに JICA 移住事業で培った経験（村おこしのために行ってきた支援事業）を活用した技術協力を行うことが重要である。

(イ) また、移住地を組み入れた技術協力としては、技術協力により開発した種子等の普及を進めるためのモデル農場として移住者の農場を活用することや、試験中の種子等の栽培を移住者に委託することが考えられる。

ウ. 直接地域社会へ寄与する援助

円借款または無償資金協力で、移住者のみならず地域住民の営農基盤を安定させるための道路建設等、現在の移住事業では実施できないインフラ整備事業を行うといった援助が必要である。

エ. 地域社会との調和

移住地社会が 2 世、3 世の時代になりつつある今日、周辺社会へのとけ込みがなくして、移住地の発展もないといえる。日ボ協会が中心となって周辺住民との融和等を計っているが、その基本となるのが子弟への教育ひいてはスペイン語教育にあると考えられる。幼児時代から周辺住民の子供達と一緒にスペイン語による教育を受けさせることは、移住者の子供達がボリヴィアの文化と社会について理解を深めるばかりでなく、ボリヴィア人の一成人として活躍するためにも必要不可欠なことである。

なお、スペイン語による教育をより効果的に実施するためには、優秀なスペイン語教師を確保するための支援が必要である。

6. 技術協力に関する提言

技術協力については、プロジェクト方式技術協力で実施中のサンタ・クルス総合病院と家畜繁殖改善計画の人工受精センターを訪問した。

各プロジェクトに対する所見は別表 2 のとおりであるが、技術協力における本調査団の見解と提案

は以下のとおりである。

(1) 青年海外協力隊事業の地方への展開

ボリヴィアでの協力隊は、相手国機関からも高い評価を受けているが、日本語教師、看護婦など都市型プロジェクトに偏る傾向にあることから、相手国とも協議のうえ、地方への展開を積極的に進めていくことが望まれる。

(2) 供与機材のアフターケア制度の充実

視察した総てのプロジェクトには、日本の高度かつ精密な機器が供与されているが、それら機材の修理並びにスペアパーツの補充を行うための制度として、アフターケアに関する仕組みを確立することが望まれる。その仕組みの一つとして、在外事務所が中心となって、定期的に、プロジェクトと連絡を取り、機材に関するフォローアップを行う制度が必要である。

5-3 パラグアイ

1. 邦人移住者の概況

日本人の移住は1936年に、アスンシオン市東南約130kmの原野に設定されたラ・コルメナ移住地（約11,000ヘクタール）への入植に始まっている。ブラジルの入国制限その他の事情により、旧拓務省の指導の下に同地に移住地を創設、約300家族の日本人の移住者の導入が計画されたが、太平洋戦争の勃発によって中断し、123家族、790名の入植に止まった。

戦後の移住は、1954年パラグアイ国設定のチャベス移住地に邦人が入植することによって始まった。

1956年に発足した日本海外移住振興(株)（当事業団の前身）が、フラム移住地を建設、入植を促進するに及んでパラグアイ移住は本格化した。その後、広大なアルト・パラナ（現ピラボ）移住地、イグアス移住地が設定されたほか、東北端ブラジル国境地帯のペドロ・ファン・カバリエロ市近郊にも日本人移住者が多数、雇用農として入植した。

この間、1959年には、日・パ移住協定が締結され、30年間に85,000人の日本人移住者の入国が認められ、戦後、現在までに約9,300人の日本人がパラグアイに移住している。現在、パ国内に居住する日系人は、戦前戦後を合わせて約1,600家族、約7,500人である。

2. 移住者の経済活動と金融事情

(1) 経済活動（営農）

① イグアス

1961年に入植が開始された移住地で、営農形態は、肉牛を主とした畜産を旨ざしているが、現在のところ、雑作、そ菜、養鶏、養豚、果樹等の複合経営である。

② ピラボ

1960年に入植が開始された移住地で、営農形態は、機械化大型雑作（大豆、小麦）を主力に、油桐、その他若干の畜産、米作、果樹等である。

③ フラム

1955年に入植が開始された移住地で営農形態はピラボと同様である。

経営形態	イグアス		ピラボ		ラム	
	戸	%	戸	%	戸	%
畑作専主計	23	21.70	181	88.73	84	75.00
	20	18.87	16	7.84	26	23.21
	43	40.57	197	96.57	110	98.21
野菜専主計	14	13.21	0	0	0	0
	17	16.04	0	0	0	0
	31	29.25	0	0	0	0
養鶏専主計	3	2.83	0	0	1	0.98
	6	5.66	0	0	1	0.89
	9	8.49	0	0	2	1.78
養蜂専主計	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
肉牛専主計	7	6.60	2	0.98	0	0
	2	1.89	0	0	0	0
	9	8.49	2	0.98	0	0
果樹専主計	2	1.89	0	0	0	0
	1	0.94	0	0	0	0
	3	2.83	0	0	0	0
その他	8	7.55	2	0.98	0	0
農業収入無し	3	2.83	3	1.47	0	0
合計	106	100.0	204	100.0	112	100.0

[注] 専 : 1作目のみで経営している専作農家
主 : 2作目以上で経営を行っているが、そのうち粗収入が最も多い作目を主作目とした。

農業粗収入無し : 農業者ではあるが、当年度のみ農業収入が無かった農家

(2) 金融事情

移住者が利用できる制度金融等には次のものがある。

- ① BANCO NACIONAL DE FOMENTO 金利(年) 28%
- ② 市中銀行 " (年) 28%
- ③ ピラボ農業協同組合 " (年) 25.55%
- ④ ラバス農業協同組合 " (年) 26~29.2%

3. 日本農業移住者への支援機関

(1) 農業協同組合

1986年6月に設立した日系農業協同組合中央会の他、各地区には以下の農業協同組合がある。

名 称	組 合 員 数
日系農業協同組合中央会	472名
ピラボ 農業協同組合	135
ラ・パス農業協同組合	110
拓進ジョポイラ農産業牧畜協同組合	104
ラ・コルメナ農産業協同組合	60
アマンバイ農業協同組合	29
アスンセーナ園芸組合	23
アグロオリエンタル農業協同組合	10

(2) 自 治 体

全国的な機関としては、全パラグアイ日本人連合会があるが、各地区には診療所運営、道路保全、治安、教育（学校運営他）、福祉厚生等を主な活動とする自治体がある。

各地日本人会組織は以下の通り。

地 区	団 体 名	加 入 戸 数
ピラボ移住地	ピラボ自治会	284
ラ・パス移住地	ラ・パス日本人会	167
イグアス移住地	イグアス日本人会	229
アマンバイ移住地	アマンバイ日本人会	125
チャベス移住地	チャベス日本人自治会	33
ラ・コルメナ移住地	ラ・コルメナ日本人文化協会	68
エンカルナシオン市	エンカルナシオン日本人会	80
ストロエスネル市	ストロエスネル日本人会	32
アスンシオン市	アスンシオン日本人会	220
計		1,238

(3) パラグアイ農業総合試験場（JICA）

移住者の営農の安定とその振興を図るための農畜産に関する試験研究、普及、訓練講習、並びに統計資料の収集分析を行うことを目的として、1962年に設立された。現在は、パラグアイ国側の試験研究機関との連携協力を図り、移住地を含む地域社会の農業改善に寄与するなど国際協力の場としてその役割を拡充している。

4. JICA 移住融資制度の改訂等

現在は、大豆の価格が安定していることもあり、農家の約7割は安定している時期といえる。しかし、未だ金融制度が不十分であり、かつ自然条件に影響を受ける経営基盤であることから、引き続きJICA融資による支援を必要としており、以下の要望が出された。

(1) JICA 融資制度に対する要望と対応方針

別表2のとおり。

(2) その他要望と対応方針

① 道路の維持管理

日本人会が中心となって地域内の道路維持と管理を行っているが、同日本人会は、地域社会との融和を図るため、周辺の非日系農民居住区の周辺道路も併せて維持管理することを要望。

(具体的には、JICA助成によるグレーダー、ダンプの供与を要望。なお供与にあたっては、地域住民との融和を図るうえで、直接、日本人会へ供与されることを期待。)

⇒ 対応方針 日本人会が維持管理経費の負担増をどうするかが課題。

総合所見4-(1)-③-(ア)-dを参照

② 道路建設

移住地を結ぶ道路建設と橋梁の造成を日本の援助で実施されることを期待。

⇒ 対応方針 無償資金協力及び有償資金協力案件として対処することが望まれる。

5. 「土地なき農民」への土地分譲政策

国内の農家を営農規模によって小農(1ヘクタール以下～50ヘクタール未満)、中農(50ヘクタール～5,000ヘクタール未満)、大農(5,000ヘクタール以上)に区分してみると、全体農家数に占める小農、中農、大農の占める割合は93.1%、6.6%、そして0.23%となる。また全体農業収入における小農、中農、大農の占める割合をみると9.7%、27.2%そして63.1%となり、土地所有の偏在化が顕著であることがわかる。この状況を打開するためにロドリゲス大統領は新政策(89/5)の1つとして農業改革(特に「土地なき農民」の自営農への転換を図るため、IBR(イベエレ)が中心となり国内移住地(7ヘクタール～12ヘクタール)を造る政策)を発表した。この政策を受け、アルゼンティン他南米諸国へ出稼ぎに行っていた多くの者が、アルゼンティンの不況もあって土地を求めて帰国したとされている。

だが、農業改革が進まないことから、土地なし農民約2万家族(25万人)は宗教家の後押しもあり、イグアス地区を中心に土地の不法占拠を行った。政府としてこの不法占拠に対し、IBRを中心に、代替地を与えるなどの平和的解決策を講じているが、資金難もあって代替地の手当に時間を要しているのが現状。なお、JICA移住地にも300家族が不法侵入しており、移住者と政府の間でその対策につき協議がなされているが、政府からの提案もあり、法的措置に訴えることとし、裁判を行った。その結果第一審にて勝訴し、現在裁判所から不法占拠者に対し退去命令が通告されている。

6. 移住事業への提言

現在、エンカルナシオン周辺、及びイグアス周辺地区の移住地は、基本的には大豆価格の安定もあって、第二段階(営農基盤期)から第三段階(村造りと生活環境の整備並びに現地社会への参画と融和期)へと移行する時期であるといえよう。今後は、非日系人が混在する社会である地域社会との融和とその発展を図ることが重要となる。

但し、安定期であるとはいえ、移住地内では次の課題が残されており、その対策を講じる必要がある。

(1) 移住地安定のための支援

① 二男、三男の独立、及び小規模農家のための営農対策

バ国には雇用の機会が少なく、日系人の二男、三男の多くは、農業で自立することを強く望んでおり、また、100ヘクタール以下の小農は、営農の安定を図るために規模の拡大を望んでいる。個

人農家が大豆・小麦栽培で自立するためには、最低100～150ヘクタールの土地を要することから、土地取得、営農機械の導入のための融資制度を設ける必要がある。

② 100ヘクタール以下の小規模農家への対策

100ヘクタール以下の営農規模では機材を購入しても償却できない状況にある。個々の農家の償却負担を軽減し経営を合理化するために、農協が機材を一括所有し、必要に応じ小農家に貸与するシステム、例えば、機材作業サービスセンターの設立などを検討する必要がある。

また、今後、移住地が地域社会と融和しつつ発展を図るには以下の点に留意することが重要である。

(2) 現地社会への参画と融和のための支援

移住事業の転換（移住者支援から地域社会への貢献へ）

30年前、計画移住者として入植して以来、日本は継続して移住者支援を行ってきたが、いまや所有する土地が平均150ヘクタールの規模にもなった日本移住者を、「パ」国農民の大部分を占める小農が、嫉妬の目で見ている現実を認識して、今後は、移住者だけにひ益する援助については見直す時期であると考え。 (イグアスの不法侵入者問題も、つまり日本人だけが良くなり過ぎたとして起きた行動であるとする見方もある。)

では、今後どのような支援が必要かについては、次の提案を行いたい。

ア. 移住事業の一環としての周辺地域に対する支援策

(ア) 移住地内診療所による周辺住民への診療の充実

現在、患者の70%以上がパラグアイ人であるなど、地域社会との融和に大きく貢献していることから、この診療所の役割の維持発展のための助成を行う。

(イ) 移住地内のコミュニティーセンターの設置

文化センター的な施設（スポーツセンターを含む）建設のための助成を行う。

(ウ) 道路維持管理の負担

移住地外の道路の補修工事を行うための道路機材の助成を行う。その際も、日本人の融和対策がアピールできる方法で行うことが肝要である。

イ. 技術協力、無償、有償を含めた総合的な支援策

(ア) JICAパラグアイ農業試験場による地域農民に対する営農指導

当試験場では、大豆の優良品種を開発し、日系農家に普及させ、パラグアイの大豆生産を世界6位の地位に発展させた。また小麦についても国内自給体制を築くまでにした実績と経験を有している。これら経験を生かして今後は邦人移住地への技術指導だけでなく「パ」国農業政策で最も必要とされている改良普及員に対する技術指導並びに周辺農家に対する営農指導に力を入れていくことが必要である。その際には、日系移住者による実習指導及び巡回指導などを行うことにより、日系移住者と地域農家との親睦を図ることも重要である。

(イ) 開発調査によるマスタープラン（M/P）に基づく総合開発計画の実施

JICAの協力によりイタプア県中部地域主要穀物増産計画が策定されたが、その計画にはピラポ地区移住地周辺の道路建設計画が含まれていることから、必要に応じ無償または有償による道路建設の実現や「土地なき農民」及び小規模農民への営農資金融資のためのツーステップローン

などの実現を図ることが必要である。

(ウ) 第2 KR見返り資金による「土地なき農民」を含む小農対策

イグアス移住地で不法占拠している「土地なき農民」に対しては、単に占拠地から排除するのではなく、不法占拠問題を円滑に解決するには、代替地を与えて営農指導することが必要であるが、それとともに低利の営農資金を供与し営農基盤を確立させることが重要となる。そのためには、現在、日系農協中央会へ3.5%の金利にて融資されている第2 KRの見返り資金を、「バ」国の土地なし農民を含めた小農家にも供与できる制度が必要である。

(C.A.H (国立農業拓殖銀行) は本制度の導入を計画しているとのことである。)

7. 技術協力に関する提言

技術協力については、プロジェクト方式技術協力で実施中のシャーガス病等寄生虫研究、及び既に協力が終了したアスンシオン中央食品卸売市場と地域農業研究センター並びに無償協力については、人造りセンターを訪問した。

各プロジェクトに対する所見は別表3のとおりであるが、技術協力における本調査団の見解と提言は以下のとおりである。

〈供与機材のアフターケア制度の充実〉

視察した総てのプロジェクトには、日本の高度かつ精密な機器が供与されているが、それら機材のスベアパーツの補充及び修理に対するシステムとしてのアフターケアが必要。その対策の一つとして、在外事務所が中心となってプロジェクトと常に連絡をとりつつ、フォローアップを行うことが重要である。

5-4. メ キ シ コ

1. 移住者の概況

在留邦人数は、1988年10月現在3,004名で、うち長期滞在者は1,727名、永住者は1,277名である。なお、在留日系人数は1万480名で、そのうち2、3世は4,300名と推定される。これら日系人は主として商工業及び医師、歯科医、弁護士、技師等の職業に従事している。

2. 移住者関連団体

(1) 日本・メキシコ学院

現地邦人、日系人の強い要望に基づき、メキシコに関係の深い企業、日系人等からの寄付と日本政府援助金によって、1976年春『日本・メキシコ学院 (Liceo Mexicano - Japonés)』が設立された。

本学院は、日本・メキシコの両国民の相互理解の増進と教育文化の交流を図り、人類の連帯感を育み、世界の平和と繁栄に貢献し得る国際性豊かな、かつ両国民にとって有為な人材を育成することを目的としており、これにそってメキシコ在留邦人並びに日系人子弟の教育機関にとどまらず、広くメキシコ人子弟も含めた日墨両コースを実施している。

なお、日本コースに於ては幼稚園から中学校まで、メキシコ・コースに於ては幼稚園から高等学校までの一貫教育を行っている。

また、広くその施設を開放して、日墨文化の紹介と成人教育を行って国際交流を推進している。

(2) 日 墨 会 館

日墨協会は、最も大きな日系人組織で、日本人移住者、日系人、メキシコ人親善・相互扶助を目的として1975年に発足した日系コロニアの中心団体である。同協会は、第二次世界大戦中凍結されていた我が国政府の資金がメキシコから返還されたのを機会に、在留邦人からの寄付を合わせ、1959年に日本・メキシコ両国の文化交流の殿堂として建設された日墨会館を所有している。また、1987年、メキシコ移住90周年を記念して、日墨会館の敷地内に日墨文化交流会館、茶室、供養塔などが設置されている。

3. 移住事業に関する提言

現在、ほとんどの移住者は、概ね経済的に安定（中の上に位置）しているとされることから、今後の移住事業は次の事項に力点を置いた支援が必要と思われる。

(1) 移住者子弟の人材育成（子弟本邦研修、日本語研修の拡充）

移住者子弟の2世、3世が移住地社会のニューリーダーとして、周辺社会との一体化を図り、かつ日本とメキシコとの架け橋となるためにも、今後は更に移住者子弟の人材育成の拡充が重要である。

(2) 移住者現況調査の支援

在メキシコ日本人会など日系団体が、榎本移住のような邦人移住者の実態が把握できない地区について現況調査を行う場合には、移住事業の一環として支援を行うことが必要である。

4. 技術協力に関する提言

メキシコにおいては無償案件である国立防災センターを訪問した。本プロジェクトに対する所見は別表3のとおりであるが、技術協力における本調査団の見解と提言は以下のとおりである。

(1) 実施体制の整備

JICAメキシコ事務所は、技術協力窓口機関の強化を図るため、相手国窓口と一元的かつ定期的に協議を行なう制度を新たに設けたこと、また、大使館とも定例の打ち合わせを行なう制度を設けていることは、相手国のリアルニーズの把握並びに在外事務所主導型の援助を行ううえで最も重要なことである。この制度を継続し、かつ発展させることが望まれる。

(2) 機材供与のアフターケア制度の充実

視察したプロジェクトには、日本の高度かつ精密な機器が供与されているが、それら機器の修理並びにスペアパーツの補充を行うための制度として、アフターケアに関する仕組みを確立することが重要である。その仕組みの一つとして、在外事務所が中心となって、定期的に、プロジェクトと連絡をとり、機材に関するフォローアップを行う制度が必要である。

別表 1

移住融資制度見直し調査団日程

(ブラジル、ボリヴィア、パラグアイ、メキシコ)

日数	月日	曜日	行 程		調 査 ・ 訪 問 先 等
1	4/8	日	東 京	ニ ュ ー ヨ ー ク	出発
	"	"	ニ ュ ー ヨ ー ク		(移動)
2	9	月		サ ン ・ パ ウ ロ (ブラジル)	(午後) JICA 事務所説明・打合せ
3	10	火			総領事館表敬、南米銀行訪問等、エ ネルギー関係機関訪問
4	11	水			コチア産組、近郊移住地訪問、技術 協力事業視察
5	12	木	サ ン ・ パ ウ ロ	サ ン タ ・ ク ル ス (ボリヴィア)	(移動・午後) J I C A 支所説明・ 打合せ、領事事務所表敬
6	13	金			オキナワ移住地訪問、技術協力事業 視察、エネルギー関係機関訪問
7	14	土			技術協力事業視察
8	15	日	サ ン タ ・ ク ル ス	ラ ・ パ ス (ボリヴィア)	資料整備 (移動)
9	16	月	ラ ・ パ ス		J I C A 事務所説明、大使館表敬 (移動)
10	17	火		ア ス ン シ オ ン (パラグアイ)	(移動)
	"	"			J I C A 事務所説明・打合せ
11	18	水			大使館表敬、技術協力事業視察等
12	19	木	ア ス ン シ オ ン	エ ン カ ル ナ シ オ ン (パラグアイ)	J I C A 支所説明、領事事務所表敬 (移動)
13	20	金	エ ン カ ル ナ シ オ ン	イ グ ア ス (パラグアイ)	ピラボ、イグアス移住地訪問、技術 協力事業視察 (移動)
14	21	土	フ ォ ス ド イ グ ア ス (ブラジル)	リ オ (ブラジル)	(移動)
15	22	日			技術協力事業視察
16	23	月	リ オ	マ イ ア ミ	(移動)
17	24	火	マ イ ア ミ	メ キ シ コ シ テ ィ ー (メキシコ)	(午後) JICA 事務所説明・打合せ、 エネルギー関係機関訪問
18	25	水			日墨学院、技術協力事業視察
19	26	木	メ キ シ コ シ テ ィ ー	ロ ス ・ ア ン ジ ェ ル ス	(移動)
	"	"	ロ ス ・ ア ン ジ ェ ル ス		(移動)
20	27	金		東 京	帰国

JICA融資制度に対する要望と対応方針

国名	要望事項	現行制度	対応方針
ブラジル	(1) 戦前移住者及びその子弟に対する融資制度の確立 (2) セラード開発に伴う融資枠の拡充(500ha規模) (3) 2世、3世への融資制度の確立 (4) 南銀による独立自営のための融資制度の再開	対応できず 対応できず 対応できず 停止中	JICAとして統一的な見解を示すことが望ましい。 ブラジル中央銀行の「特別プログラム基金」にて対応することが望ましい。 JICAとして統一的な見解を示すことが望ましい。 為替差損の問題と営農指導ができないといった問題から、新規融資は疑問。独立自営のための援護については、農拓協への助成制度の拡充等により対応可能。
ボリヴィア (オキナワ)	(1) 融資枠の拡大 (2) 金利の改訂(5%→3%) (3) 融資対象業種の拡大 (住宅融資30,000ドル、工業融資) (4) 不安定農家(貧困農家)への再融資	一戸当たり 1,200万円が限度 5% 住宅融資なし	(1)~(3)については、今次見直しにおいて検討。 現行融資制度で対応可能。
(サンファン)	(1) 農協団体融資枠の拡大 (2) 大型乾燥、貯蔵、精米施設への融資 (3) 穀物類、永年作物の試験栽培の拡充 (4) GPセンターの建設 (5) 農産加工場の建設 ①ジュース工場 ②マカダミアナッツ加工場 ③廃鶏処理場の建設 (6) 種子保存冷蔵施設の建設 (7) 優良肥育牛の飼育場の建設 (8) 離育成センターの建設 〔個人融資〕	貸付限度枠を超過する。	(1)及び、(2)については、過剰投資や過当競争を誘発しない範囲とすべきであろう。 融資による試験事業はリスクが大であり、対応は慎重を要する。 (4) 以降については、いずれも移住地の営農安定に寄与する施設・事業と思われるが、農協が一手に資金負担・運営に当ることは無理を生ずる。 専門家によるフィージビリティ調査を経て、無理のない形で着手するべきである。
パラグアイ	(1) 次男、3男の独立のための営農資金融資 (土地取得他) (2) 融資枠の倍増 (3) 返済期間の長期化 (4) ドルでの直貸し 〔団体融資〕 (1) 融資枠の拡大 (コンバイン購入、サイロ建設他)	期間は9年が限度 対応できず 貸付限度枠を超過する。	(1)については、(2)及び、(3)の実現により対応可能。 (2)及び、(3)は今次見直しの対象。 JICAにおいて検討が望ましい。 農協の設備関係への融資については、JICAが融資前調査を行い、場合によっては運営についての諸条件を付けるなどの審査体制を充実させることが望ましい。

技術協力の現況把握

国名	プロジェクト	プロジェクト概要	所見
ブラジル	サン・パウロ工業技術研究所 (IPT)	鉱石選鉱部門他18研究部門を擁し、ブラジルを代表する総合研究所であるIPT に対し、個別専門家による選鉱に関する技術協力と窯業および建築に関する第三国研修を実施している。	(1) 個別専門家によるカウンターパートへの技術移転が順調に進められていること、また、第三国研修についても、当該技術分野のレベルアップにつながっていると、IPTのみならず南米諸国から高い評価を得ている。 (2) なお、IPT 総裁は、新素材（ファインセラミックス）の技術協力を要請しているが、実施に際しては、先端技術でもあることから、日本側の支援実施機関との調整を踏まえ、協力できる範囲等をブ政府関係者と明確に詰めることが重要である。
	ワクチン製造 (オズワルド・クルス財団)	ブラジル国内で義務接種を実施しているワクチンのうち麻疹とポリオの両ワクチンについては、未だに輸入に依存しているため自国内生産が可能となるよう、また品質管理が充分行えるよう技術的能力の向上を図るための指導を要請してきた。 この要請に基づきオズワルド・クルス財団の生物製剤研究所における麻疹及びポリオ両ワクチンの製造と管理に関する技術レベルの向上を図りブラジル国内における両ワクチンの供給体制を確立する協力を行った。	(1) 麻疹とポリオのワクチン製造に大きな成果を上げて、国内自給生産を達成し、現在3万ドースの麻疹ワクチンが製造されている。また、この成果を南米全体に普及するため、第三国研修を行っており、ブラジルのみならず、南米諸国から高い評価を得ている。 (2) オズワルド財団は、この成果を踏まえ3種混合ワクチンの製造を強く希望しており、その技術協力をJICAに要請する意向を有しているが、必要とされる機材が15億円にものぼり、従来のプロ協の枠を越えることから、資金面ではOECFや世銀にアプローチを行なっている。このように成功していて、かつ受入機関が充分なる実施能力を有しているプロジェクトについては、有償または無償を有効に組み合わせることや、必要に応じて従来のプロジェクト方式技術協力（プロ協）の枠を越えた仕組みを検討することが望まれる。 (3) なお、供与済みの機材の多くが日本から供与されていることから、それらの機材のパーツ交換、修理に関するフォローアップ・システムを設ける必要がある。
ボリヴィア	サンタ・クルス総合病院	サンタ・クルス市は近年急速に人口が増加しつつあり、同市唯一の総合病院であるサンファン・ディオス病院が老朽化したために、ボリヴィア国	(1) 問題の起きやすい無償先行型のプロジェクトであったが、技術協力によるサポートが非常に良く機能していることから、所期の目的を達成しつつあり評価できる。

国名	プロジェクト	プロジェクト概要	所見
		<p>はサンタ・クルス市における総合病院の建築の無償資金協力を要請した。右決定にあたっては技術協力は前提とされていなかったものの、同病院の完成が目前となった昭和60年5月に内科、外科、小児科、婦人科、病院管理、X線検査、臨床検査、病理、医療機器管理の各分野について技術協力を要請してきた。上記要請に基づき、内科、外科、小児科、病院管理、看護、病理の各分野について技術協力を行っている。</p>	<p>その要因としては、まず、「ボ」側病院幹部とJICA専門家が、一丸となって、質の高い医療サービスを提供すること及び病院の経営改善を図ることを念頭に病院運営に当たってきたことが挙げられる。また、これを支えたのは、適宜かつ継続的に相手国関係機関と改善事項につき協議するため、同一の調査団長を派遣することができたことなど、国立病院医療センターを中心とする我が国国内支援体制が効果的に機能したこともその一因であるとする。</p> <p>(2) 経営改善については専門家の提言に基づき、職員の削減、物品購入の管理強化等の運営体制の整理を行なったことから、収益が月平均40%のアップを示し、累積赤字の91.7%を一年間で返済できた。それを患者数から見ると、①総合病院であること、②日本人医者が居ること、③それに、経営管理の派遣専門家の提案に基づく待ち時間の短縮、再診の無料化など病院側のサービス向上もあって、1988年と1989年を比較すると、外来数は40%アップ、救急外来は16%アップ、そして病床利用率も10%アップとなっており、その効果が高いことがわかる。</p> <p>(3) また、この波及効果としては、サンファン・ディオス病院を始め周辺病院は、本病院の医療サービス向上に影響され、これら病院の医療サービスの向上に力を入れ始めていることがあげられる。</p> <p>(4) 懸案としては、新しい運営委員長が就任し、今までの運営方針と異なった方針を打ち出していることから、新運営委員長と病院幹部の間に対立が起きている。病院幹部と専門家は、新運営委員長の退陣を望んでいるが、当委員長は政治的に力を有する人物でもあることから、専門家の過度の運動が、場合によっては内政干渉となりかねない。大使館及びJICA事務所は、専門家と連絡を密に保ちつつ適切な対応を行うことが重要である。</p>
	ボリヴィア家畜繁殖改善計画	人工授精技術及びこれに係る家畜衛生及び家畜飼養等の技術を通じ、家畜繁殖技術を改	(1) プロジェクト基盤整備による人工授精センターの設置、また、無償による人工授精の関連施設の整備を行なうことが予

国名	プロジェクト	プロジェクト概要	所見
	養殖開発センター	<p>良し、ボリヴィアの牧畜業の発展に寄与することを目的に、家畜繁殖、家畜衛生、家畜飼養、家畜育種の分野において、下記の協力事業を行っている。</p> <p>(1) 人工授精技術の確立と試験的受精卵移植の実施 (2) 人工授精師の研修 (3) 繁殖疾病に係る実態調査及び診断、予防技術の確立 (4) 家畜飼養技術の改善 (5) 現行飼育品種の調査及び育種のためのプログラム作成</p> <p>1977年以来実施してきた個別専門家によるニジマスの養殖技術の開発、および1984年以来実施してきた協力隊員による養殖技術の普及の成果をふまえ、チチカカ湖岸のチキーナ地区に年間50万尾のニジマス種苗の生産を行い、周辺農民を対象に養殖技術の移転を図るための技術研修センターを建設した。</p>	<p>定されていること、さらに今後、これら施設が大学の試験研究機関として引き継がれることとなったことは、実施体制の一層の充実に資すると期待できる。</p> <p>(2) 今後の協力事業については、基本的には、畜産に関する基礎データの蓄積、分析を行ないつつ、パイロット農家を設定し、デモンストレーション効果を図るとともに、末端農家への改良システムの普及（普及員の育成）を図ることが必要である。</p> <p>(1) 1990年度よりプロジェクト方式技術協力が開始されるが、実施にあたっては、ニジマスの養殖だけでなく、チチカカ湖の環境調査、生態系調査に係る協力が望まれる。</p> <p>(2) 無償資金協力によって先端機材が供与されていることから、それら機材のパーツ交換、修理に関するフォローアップ・システムが必要。特に、プロジェクト終了後における体制が重要である。例えば、JICA在外事務所が常に、プロジェクトと連絡をとりつつ迅速な対応が出来るフォロー体制を設けることが必要であろう。</p>
パラグアイ	アスンシオン市中央食品卸売市場改善	<p>パラグアイの首都アスンシオン市には従来卸売市場が存在しなかった。このため公設小売市場を中心として小売と卸売業者店舗が無秩序に乱立し、市場流通機能の混乱、不衛生状態、交通マヒ等の問題が発生した。この状態を改善し正常な卸・小売市場の整備を図るため、昭和56年9月に世界銀行の借款によりパラグアイに初めて中央食品卸売市場が建設された。本プロジェクトは新設された卸売市場に対し、その運営・管理機能の充実に資することを目的として開始された。</p>	<p>(1) プロジェクト実施責任者等から、プロジェクト現況及び援助効果などについての説明を受けることができなかったことから、総合的な評価はできないが、卸売業者からのヒヤリングによれば、次のことが考えられる。</p> <p>(2) 標準建値については、依然としてその利用に対する理解が全体的に不足していると思われる。</p> <p>(3) 品質管理基準の普及については、品質に対する消費者の購買感覚を踏まえた取り組みが不足していると思われる。</p> <p>(4) コンピューターの利用については、機器の故障が多く、未だ卸売業者等への情報サービス等を効果的に行うまでには至っていないと思われる。</p>

国名	プロジェクト	プロジェクト概要	所見
	パ・日人造りセンター	<p>昭和63年度は協力の最終年度であり、プロジェクトの主要課題であった①市場条例の改正と施行、②市場会計の健全化、③標準建値の算出と利用、④品質管理基準の設定と普及、⑤市場流通情報に関するコンピューターマニュアルの作成等について総括的な技術指導を行ない、7年間にわたる協力を終了した。</p> <p>首都アスンシオン市に青少年を中心とする社会教育及び人造りの核となるセンターの建設を行った。</p>	<p>(1) 一日500人の入館者があり、各施設の利用率も高い。文化センターとして「パ」の明日を担う人たちの育成、ひいてはパ・日両国の親善、交流活動の拠点として定着していることの評価は高い。</p> <p>(2) センターの維持管理体制については、管理費を日本大使館広報センターを始め入居団体から徴収しているなど、その運営基盤がしっかりしていることは評価できる。</p>
	シャーガス病等寄生虫症研究	<p>農村地域における保健医療サービス、慢性病の治療、疫学的監視体制確立、寄生虫症に対する総合対策樹立を国家開発計画保健医療行政政策上の重点課題とされている。IICSは、シャーガス症等寄生虫症対策に必要な基礎的・応用的研究を実施している最も重要な研究機関であるが、これら研究技術、経験を国際的水準にまで向上させ、パ国に適したシャーガス症等の寄生虫症対策の開発に努めるべく、プロ技協の要請がなされた。</p> <p>この要請に基づき、シャーガス、リーシュマニアを主とする寄生虫症に関する基礎的・応用的研究活動向上のため、次の協力活動を実施している。</p> <p>(1) 疫学的活動の強化 (2) 寄生虫・免疫・病理・生化学・動物・生物統計学に</p>	<p>(1) 国民の20%余りが感染していると言われるシャーガス病に関する研究については猿を用いた動物モデル開発等に成功を収めているが、現在、プロジェクト基盤整備費にて分子生物学実験室を含めた研究棟の増築中であり、その完成後には更に、基礎的、応用的研究技術の移転が進むものと期待できる。</p> <p>(2) シャーガス病に対する臨床研究のほか、シャーガス病を撲滅するため昆虫学の研究を通じた抜本的対策の検討を提案したい。</p> <p>(3) 先端機材が供与されていることから、それら機材のパーツ交換、修理に関するフォローアップ・システムが必要。特に、プロジェクト終了後における体制が重要である。例えば、JICA 在外事務所が常に、プロジェクトと連絡をとりつつ迅速な対応ができるフォロー体制を設けることが必要であろう。</p>

国名	プロジェクト	プロジェクト概要	所見
	地域農業研究センター (CRIA)	<p>関する技術の向上 (3) 予防法を重点とする研究活動の強化 (4) その他</p> <p>イタプア県カピタンミランダに所在するCRIAにおける試験普及活動の強化を目的として新センターを設置し、①小麦、大豆等の育種、②新規導入作物の試験、③新品種及び栽培技術の適応試験及び演示、④優良種子の増殖、⑤土壌保全技術の開発、⑥病害虫防除技術の開発、⑦開発された技術の農民への普及活動の支援等を実施する。</p>	<p>(1) 1979年から9年間に亙る日本の技術協力により、小麦及び大豆等の育種・適応試験等を行なう「バ」国を代表する国立試験場の一つの機関として定着したことは評価できる。(専門家が全て帰国した現在も、その活動は充実され、現在62名の職員を有し、15名の現地専門家による研究が進められている。)</p> <p>(2) 研究活動にさいしては、日系移住者に種子の委託栽培を依頼するなど、当センターと邦人移住地との相互の間で連携が行なわれていることは、移住者の営農基盤の安定につながるだけでなく、「バ」農民を含めた周辺社会の農業の発展に貢献することとなり、その意義は大きい。</p> <p>(3) なお、試験場には、日本からの機材が多く供与されているが、そのパーツ及び修理が必要となった場合のフォローアップを考えておくことが重要。この地には、JICA 事務所の支所もあることから、常時、支所が試験場と連絡をとりつつ迅速な対応ができるフォロー体制を設けることが必要である。</p>
メキシコ	国立防災センター	メキシコ及び中米・カリブ諸国における地震防災に関する科学技術を体系的に研究、開発、改善、普及することを目的とし、日墨友好修好条約締結100周年記念事業の一環として、無償資金協力により国立防災センターが設立された。	<p>(1) 設立目的を達成するため、5月から、プロジェクト技術協力により、地域別の地震影響度調査及び建築物に関する耐震設計、耐震診断等の研究を行なう予定。また、この研究成果を広く中南米諸国に対して第三国研修を通じ、普及を図る計画であるが、未だ協力は開始されていないことから、全体的に評価できる状況にない。</p> <p>(2) 調査研究機材として先端機材が供与されていることから、それら機材のパーツ交換、修理に関するフォローアップ・システムを設けることが必要である。</p>

〔資 料〕

南米移住農家聞き取り調査結果

南米移住農家聞き取り調査結果

訪 問 先	経 営 の 概 況	課 題 要 望 等
<p>平中 信行 氏 (ブラジル サン・パウロ州アチバイア市) 4月10日訪問</p>	<p>① 1962年(昭和37年)19才で単身入植(山口県宇部農高卒)。山口節男氏の指導を受け花卉栽培技術を修得した。</p> <p>② ミナス州カングリ市(アチバイアから約100km)で独立し、現在同市で約7.5ヘクタールの経営を井上氏と共同で行っている。又、アチバイア市の土地4.3ヘクタールは妻の母の所有であるが、第2農場としてシンビジュームの栽培を始めた。(こちらの管理は福岡県出身の森田氏にまかせている。)第1農場ではブラジル人3家族8人を雇用している。</p> <p>③ 最近の出荷の状況(年間)は カスミ草 30千本×3回転×2ドル =100千ドル カーネーション 75千ダース×1ドル =75千ドル 胡蝶蘭 25千鉢 ×2ドル =50千ドル といったところで花卉栽培農家としては中の上といったところである。</p> <p>④ 販売は4人のグループでアチ・フロール花卉販売会社を作りサンパウロの市場へ出荷している。</p>	<p>① 花卉栽培はサン・パウロ近郊で1,000戸位が取り組み、研究グループも作っているが、ブラジル政府は花卉栽培について指導等は行っておらず(試験場、大学の研究圃場等ない)、十分な指導が受けられない。年に1回旅費を当方が負担して日本から大学の先生を呼んでいる状況である。ブラジルも豊かになり花の需要も増えており、生産を拡大する余地もあるので技術指導についての支援を願いたい。</p> <p>② 蘭などは作付けてから販売するまでには長期間を要する。その間資金の回収ができない。短期融資では追いつかないので長期運転資金の融資をしてもらいたい。</p> <p>③ 一緒にグループに独立を希望している人が4人居る。独立するには最低50千ドル(土地・家20千ドル、ハウス5棟20千ドル、種苗・資材費10千ドル…菊、カーネーション、カスミ草として)はかかる。これらに対する独立資金がほしい。</p> <p>④ 今後の販売戦略としては、国内市場だけでなく輸出も考えている。昔は一般的にヨーロッパ市場を狙ったが、日本への直行便もあるので日本への輸出を検討している。(オーストラリア、ニュージーランドとはシーズンのずれがあり競合はしない。)</p>
<p>幸地 広 氏 (ボリビアサンタ・クルス州オキナワ移住地) (日ボ協会会長) 4月13日訪問</p>	<p>① 1954年(昭和29年)沖縄から入植。当初50ヘクタールを無償で取得。焼畑農業からスタート。</p> <p>② 現在の経営規模 畑作 陸稲 330ヘクタール…本年 150ヘクタールが発芽不良180ヘクタールが干ばつのため不作</p> <p>大豆 240ヘクタール…豊作</p> <p>肉牛一貫…年間出荷 200頭前後(牧草としてはギニアグラス)</p> <p>労働力としては常雇 牛管理1人</p>	<p>幸地氏はオキナワ移住地における上層農家であり指導的立場にある。</p> <p>現在のところ経営は安定しており特段の問題はなく、個別経営面における要望等は特にはない。</p>

訪 問 先	経 営 の 概 況	課 題 要 望 等
	機械オペレーター2人 雑役1人の計4人 1カ月 約70ドル。このほか除草期には臨時雇7-80名(3週間)日当33ドル。	
玉城 輝俊 氏 (")	① 1954年(昭和29年)沖縄から入植。 ② 現在の経営状況 ・肉用牛一貫(繁殖用雌牛250頭)…ネローネ種(セブ系)常時600頭のほか ・搾乳牛(ネローネ×ホルスタイン)50頭 ・牧草地 400ha ③ 収支の状況 (収入) ・年間出荷 300頭×200ドル=60千ドル ・牛乳 年間 20千ドル (サンタクルス郊外PILL社に出荷) (経費) ・人件費…約20千ドル 常雇 牧 童 1人 150ドル/月×12=1,800ドル その他 12人120ドル/月×12=17,280ドル ・その他牧場管理費、人工授精(ホルスタイン)料、優良雌牛(1,000ドル/頭)導入費等合計約10千ドル 所得としては50千ドル程度	玉城氏もオキナワ移住地における成功者の一人で指導的立場にある。 経営上の問題、融資等の助成についての個別的要望は特段ないが、草地基盤の拡大(現在60a/1頭)、優良牧草の導入等が今後の課題と見受けられた。
真栄城徳治 氏 (ポリヴィアサンタ・クルス州オキナワ移住地) CAICO理事 (4月14日訪問)	① 現在の経営状況 雑作(大豆、さとうきび) 800ヘクタール 年間粗収益 55千ドル程度 ② 経営の特徴 リオグランデの対岸に約3,400ヘクタールの土地を取得した。(80千ドル) 今後毎年500ヘクタール位ずつ開畑したいと考えているが開畑には300千ドルが必要である。	・リオグランデ対岸の土地は後継者対策として取得したものである。オキナワ移住地からはリオ・グランデに橋がないので直接行けない。リオ・グランデへの架橋について地元の要望あり。 (規模拡大する場合対岸しかない。) (対岸への入植は現地人と融和を図りつつ行う。) ・開畑資金について融資の希望あり。
岡根 福一 氏 (ポリヴィアサンタ・クルス州サンファン移住地)	(現在の経営状況) 採卵鶏6千羽のほか肉用牛一貫(繁殖雌牛40頭規模…ピーク時は120頭)	岡根氏は現在65才、経営を子息に譲っていたがその子息が3年前心不全で急死(奥さんは日本に帰国)止むなく現役に復帰した。 日ボ協会の会長を永らくつとめており

訪 問 先	経 営 の 概 況	課 題 要 望 等
前日ボ協会会長 (4月14日訪問)		<p>移住地内のお目付役的存在である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子弟教育問題については施設の拡充の必要性よりも親の教育に対する熱意の不足を指摘している。 ・又、老人対策としては一種の信託制度を提言している。
西沢 篤視 氏 (ポリヴィアサ ンタ・クルス州 サンファン移 住地) 前サンファン農 牧総合農協組合 長 (4月14日訪問)	<p>(経営概況)</p> <p>採卵鶏 (成鶏 12,000羽)</p> <p>果樹 (ボンカン) 10ha</p> <p>雇用労働力 3名…労賃1日約10ペソ (公休日は倍額支 払い)</p> <p>→ 鉱山労働者上り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氏は89年6月まで組合長をつとめ移住地で指導的立場にある。 ・サンファン移住地は養鶏が盛んであり農協直営の孵化・育成場(30万羽規模)がある。西沢氏は養鶏のトップクラスであるが、現在の飼養形態は大雛導入のうえ1年間で淘汰している。強制換羽の技術は未確立であり今後の課題であろう。 ・氏は現地の指導者として教育問題にも大きな関心を持っている。農協、日ボ協会との意見交換にあたり、サンタクルスの高校での教育問題が話題になったが、このことについては学生寮での生活態度については親の問題であると断じている(なお、長男は弁護士、次男は医師(ラパス)になっており三男が大学の農学部に行っている。)
深見 明伸 氏 (パラグアイ国 イグアス移住 地) 拓進ジョボイラ 農産業牧畜協組 組合長 (4月20日訪問)	<p>(経営の概況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模 3ヶ所 500ヘクタール 作付 430ヘクタール(大豆+小麦) ・常雇 6名…2家族は農場内に居住 請負制(カバタ) 2人 トラクター オペレーター 4人 450グアラニー/h×9~12h/日 ・後継者…15才 エンカルナシオンの高 校在学中 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆は10年位前まではヘクタール当り2トン位の収量であった。JICAの試験場の指導(良品種の導入、適期播種等)により収量が上り平均3.1トン位の水準になっている。(深見氏は本年3.56トン/ヘクタールの収量) ・移住者にとって長期資金はJICA資金のみ、貸付枠の拡大を希望。(農機具ローンがあるが金利は45%位で事実上機能していない。)

JICA